

浦安市告示第159号

浦安市国民健康保険出産育児一時金受領委任払いの実施に関する
要綱の一部を改正する告示

浦安市国民健康保険出産育児一時金受領委任払いの実施に関する要綱（平成
18年告示第68号）の一部を次のように改正する。

「
別記第1号様式中 被 保 険 者 証 の 記 号 番 号 を
」

「
被 保 険 者 の 記 号 番 号（※） に、
」

「

同 意 書

乙及び甲は、乙が甲に係る国民健康保険出産育児一時金を甲に代わり代理受領するとともに、当該代理受領がされるまでの間、出産に伴う費用(出産育児一時金相当額までの分に限る。)についての請求を猶予することに同意します。

乙(医療機関等)

所在地

名 称

代表者氏名 ㊞

」

を

「

同 意 書

乙及び甲は、乙が甲に係る国民健康保険出産育児一時金を甲に代わり代理受領するとともに、当該代理受領がされるまでの間、出産に伴う費用(出産育児一時金相当額までの分に限る。)についての請求を猶予することに同意します。

乙(医療機関等)

所在地

名 称

代表者氏名

㊞

※ 記号番号については、資格確認書、資格情報通知書、マイナポータル等で確認してください。

」

に改める。

附 則

この告示は、令和6年12月2日から施行する。